

【有害物質に係る基準項目の発生源・用途】

No	項目	発生源・用途
1	カドミウム	合金、メッキ、電池、顔料
2	全シアン	アクリル樹脂、染料、メッキ、農薬
3	鉛	蓄電池、はんだ、クリスタルガラス
4	六価クロム	合金材料、メッキ、皮なめし
5	砒素	半導体、合金、顔料、防腐剤
6	総水銀	計器類、蛍光灯、殺菌剤、触媒
7	アルキル水銀	試薬、防腐剤、無機水銀から副生
8	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	トランス油、コンデンサー
9	ジクロロメタン	洗浄剤、溶剤、発泡剤
10	四塩化炭素	フロンガス等の原料、洗浄剤
11	1,2-ジクロロエタン	樹脂の原料、溶剤、殺虫剤
12	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン樹脂の原料
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	溶剤、他の塩素系溶剤の原料
14	1,1,1-トリクロロエタン	金属洗浄剤
15	1,1,2-トリクロロエタン	塩化ビニリデンの原料、溶剤
16	トリクロロエチレン	脱脂洗浄溶剤
17	テトラクロロエチレン	ドライクリーニングの溶剤、脱脂
18	1,3-ジクロロプロペン	殺線虫剤、土壌くん蒸剤
19	チウラム	殺菌剤、ゴム製造の加硫促進剤
20	シマジン	除草剤
21	チオベンカルブ	除草剤
22	ベンゼン	合成ゴム等の原料、溶剤
23	セレン	顔料、電気絶縁体、半導体
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	窒素肥料、家畜の糞尿、生活排水等
25	ふっ素	ガラス等の表面加工、代替フロン
26	ほう素	ガラス繊維原料、消毒剤
27	1,4-ジオキサン	溶剤、潤滑剤、医薬品の原料
28	クロロエチレン (別名：塩化ビニルモノマー)	樹脂の原料
29	1,2-ジクロロエチレン	溶剤、他の塩素系溶剤の原料